

－ 第4群 対象地域・対象車両・特別措置のご案内 －

＜第4群 10月24日付 再伸長対象地域＞

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県の一部の地域

※東京都西多摩郡奥多摩町日原については第1群、山梨県南巨摩郡早川町雨畑については第3群の通り再々伸長となっています。

【茨城県】

1. 茨城運輸支局管轄

水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、神栖市、東茨城郡茨城町、東茨城郡城里町、久慈郡大子町、鉾田市、東茨城郡大洗町

2. 土浦自動車検査登録事務所管轄

土浦市、石岡市、結城市、常総市、つくば市、守谷市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、古河市、下妻市、つくばみらい市、結城郡八千代町、猿島郡境町

【栃木県】

1. 栃木運輸支局管轄

宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、塩谷郡塩谷町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町、下野市、河内郡上三川町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、下都賀群壬生町、那須烏山市

2. 佐野自動車検査登録事務所管轄

足利市、栃木市、佐野市、小山市

【群馬県】

前橋市、高崎市、桐生市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、北群馬郡吉岡町、多野郡上野村、多野郡神流町、甘楽郡下仁田町、甘楽郡南牧村、甘楽郡甘楽町、吾妻郡中之条町、吾妻郡長野原町、吾妻郡妻恋村、吾妻郡草津町、吾妻郡高山村、吾妻郡東吾妻町、利根郡みなかみ町、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町、伊勢崎市、北群馬郡榛東村、佐波郡玉村町、邑楽郡大泉町

【埼玉県】

1. 埼玉運輸支局管轄

さいたま市、川口市、上尾市、蕨市、戸田市、桶川市

2. 熊谷自動車検査登録事務所管轄

熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、東松山市、深谷市、比企郡滑川町、比企郡嵐山町、比企郡小川町、比企郡川島町、比企郡吉見町、比企郡鳩山町、比企郡ときがわ町、秩父郡横

瀬町、秩父郡皆野町、秩父郡長瀬町、秩父郡小鹿野町、秩父郡東秩父村、児玉郡美里町、児玉郡神川町、児玉郡上里町、大里郡寄居町

3. 所沢自動車検査登録事務所管轄

川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、入間郡三芳町、入間郡毛呂山町、入間郡越生町、ふじみ野市

4. 春日部自動車検査登録事務所管轄

春日部市、越谷市、八潮市

【千葉県】

1. 千葉運輸支局管轄

旭市、大網白里市、香取市、山武郡九十九里町、香取郡神崎町、佐倉市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡芝山町、匝瑳市、香取郡多古町、千葉市（美浜区を除く。）、銚子市、東金市、香取郡東庄町、富里市、成田市、八街市、山武郡横芝光町、四街道市

2. 習志野自動車検査登録事務所管轄

印西市、印旛郡栄町

3. 袖ヶ浦自動車検査登録事務所管轄

いすみ市、長生郡一宮町、市原市、夷隅郡大多喜町、勝浦市、鴨川市、木更津市、君津市、安房郡鋸南町、長生郡白子町、袖ヶ浦市、館山市、長生郡長生村、長生郡長南町、長生郡長柄町、富津市、南房総市、長生郡睦沢町、茂原市

【東京都】

1. 東京運輸支局管轄

世田谷区、大田区、島しょ大島町

2. 足立自動車検査登録事務所管轄

墨田区

3. 練馬自動車検査登録事務所管轄

豊島区、北区、板橋区、練馬区

4. 多摩自動車検査登録事務所管轄

立川市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、調布市、狛江市

5. 八王子自動車検査登録事務所管轄

八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町、西多摩郡檜原村、西多摩郡奥多摩町（日原を除く）

【神奈川県】

1. 相模自動車検査登録事務所管轄

相模原市、厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村

2. 川崎自動車検査登録事務所管轄

川崎市

3. 湘南自動車検査登録事務所管轄

平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、高座郡寒川町、足柄上郡大井町、足柄上郡松田町、足柄上郡山北町、足柄下郡箱根町、足柄下郡湯河原町

【山梨県】

富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、甲州市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町（雨畑を除く）、南巨摩郡身延町、南巨摩郡南部町、南巨摩郡富士川町、南都留郡道志村、南都留郡鳴沢村、南都留郡富士河口湖町、北都留郡小菅村、北都留郡丹波山村

【新潟県】

1. 新潟運輸支局長岡自動車検査登録事務所管轄

上越市、糸魚川市、妙高市

【長野県】

1. 松本自動車検査登録事務所管轄

諏訪郡下諏訪町

【静岡県】

伊豆の国市、田方郡函南町

●対象車両

1. 車検対象車

道路運送車両法第 61 条の 2 の規定に基づき伸長された自動車検査証の有効期間の満了日（令和元年 10 月 15 日から令和元年 11 月 14 日）までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、令和元年 11 月 15 日を限度としてこれを猶予します。

2. 車検対象外車

令和元年 10 月 15 日から令和元年 11 月 15 日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を令和元年 11 月 15 日を限度としてこれを猶予します。

●特別措置の内容

対象		使用の本拠	車検期間 の伸長	契約手続猶予	保険料払込猶予※
車検対象車	・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害で被災されたご契約者 ・今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断する方	車検伸長対象地域内	有	○ 令和元年 11月15日 まで	○ 令和2年 4月30日 まで
		車検伸長対象地域外	無	×	
	上記以外	車検伸長対象地域内	有	○ 令和元年 11月15日 まで	○ 令和2年 4月30日 まで
		車検伸長対象地域外	無	×	×
車検対象外車	・災害救助法適用地域内に居住するご契約者 ・今回の災害で被災されたご契約者 ・今回の災害で被災した保険会社、代理店・扱者の取扱うご契約者 ・今回の災害の復旧に派遣された警察、自衛隊、電力会社等の職員 ・その他弊社が適用妥当と判断できる方	—	—	○ 令和元年 11月15日 まで	○ 令和2年 4月30日 まで
	上記以外	—	—	×	×

※なお、東京都（島しょ大島町）および千葉県（法適用日（東京都（島しょ大島町）：9月8日、千葉県：9月9日）については変更がありませんので、継続契約の保険料払い込み猶予の期間は、法適用日の6か月後の末日となる令和2年3月末日までとなります。